

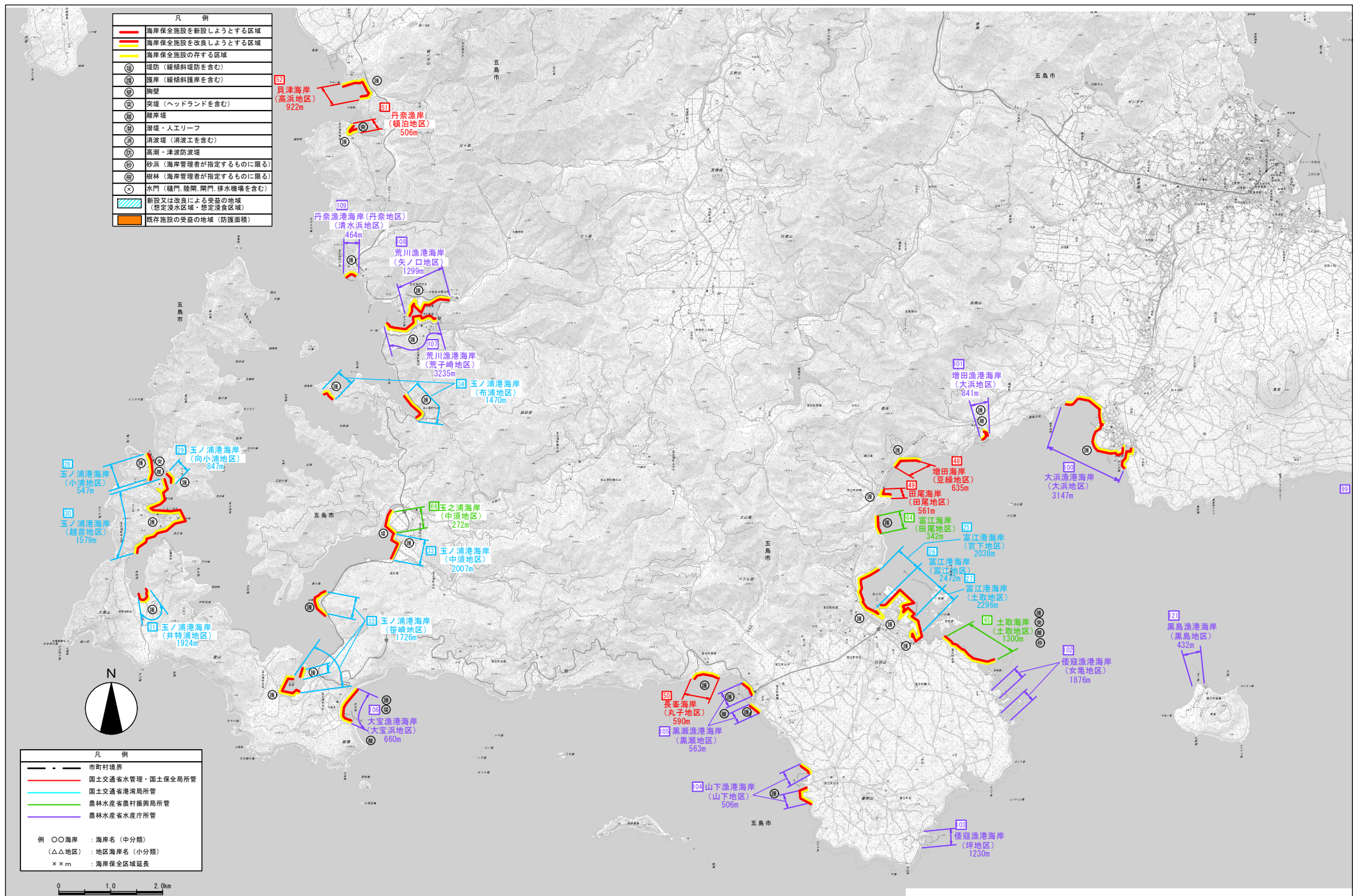


図3.4 海岸保全区域の指定状況 五島沿岸(7)

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 78」
 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

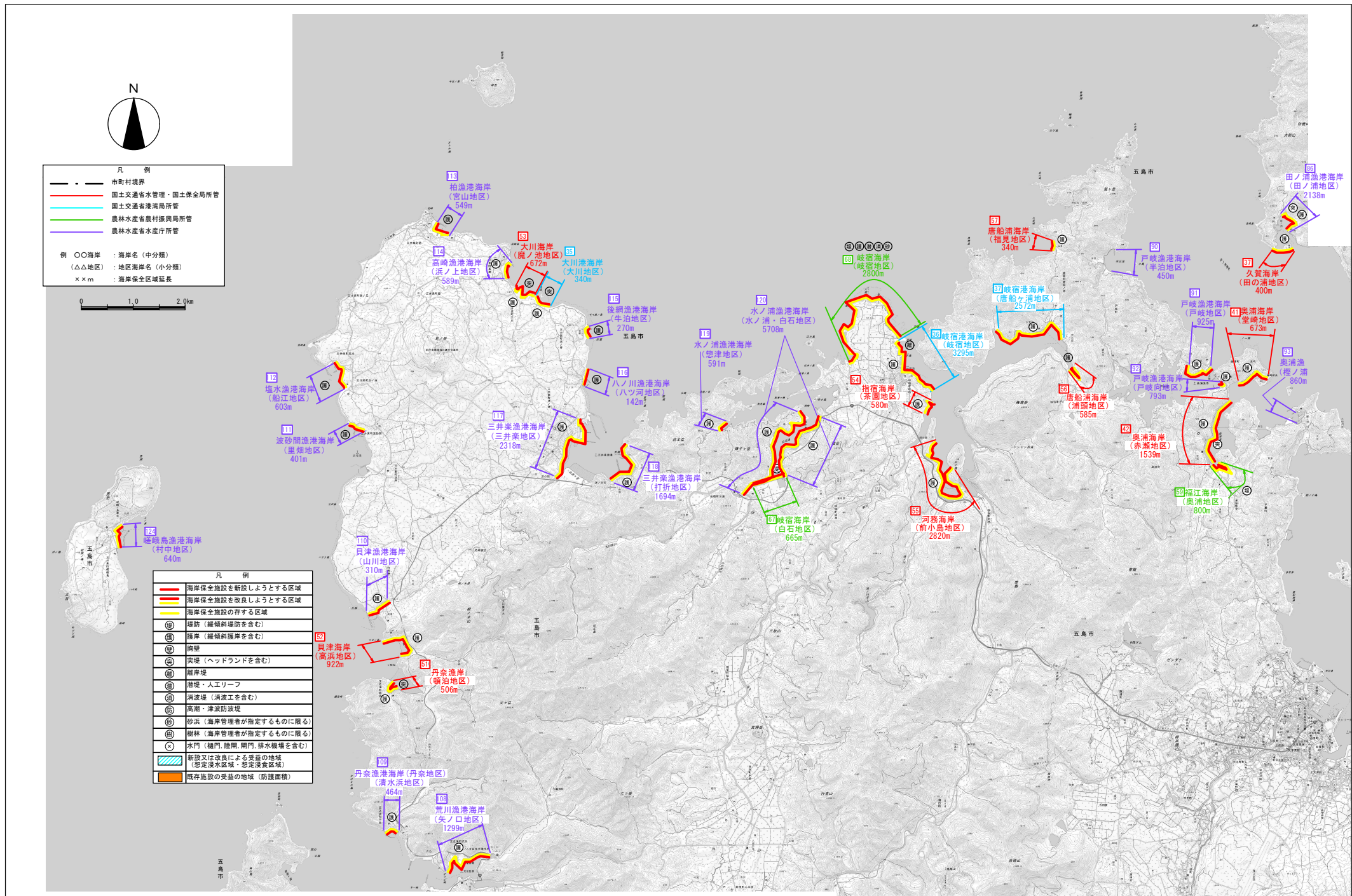


図3.4 海岸保全区域の指定状況 五島沿岸(8)

「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 8JHf 78」
 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

表—3.5

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	壱岐市	長崎県 (水国局)	箱崎海岸 江角崎地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸	○※	181.6m	—	181.6m	～+3.15	壱岐市芦辺 町の一部	荒地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状につ て、定期的に点検・評価を実施し、変状 の発生位置や劣化の進行段階に応じ て長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 定期的に点検・評価を実施し、必要に 応じてブロックの補充等による適切な 維持・修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年 変化や劣化、損傷を調査するとともに、 必要に応じて長寿命化を図るなど、適 切な維持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
2	壱岐市	長崎県 (水国局)	八幡海岸 八幡崎地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸	○	1,132.8m	—	1,132.8m	～+5.05	壱岐市芦辺 町の一部	道路 荒地	
				消波堤	○	1,003m	—	1,003m				
3	壱岐市	長崎県 (水国局)	八幡海岸 長者原崎地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸	○	124.9m	—	124.9m		壱岐市芦辺 町の一部	宅地 森林	
				消波堤	○	190m	—	190m				
4	壱岐市	長崎県 (水国局)	若松海岸 当田地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	280.8m	—	280.8m	～+2.39	壱岐市郷ノ浦 町の一部	農地	
				護岸	○※	170.2m	—	170.2m				
				消波堤	○	211.7m	—	211.7m				
5	壱岐市	長崎県 (水国局)	坪海岸 馬立地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	744.9m	—	744.9m	～+6.39	壱岐市郷ノ浦 町の一部	農地 道路	
				突堤	○	46m	—	46m		—		
				離岸堤	○	50m	—	50m		—		
6	壱岐市	長崎県 (水国局)	渡良東海岸 栗岳地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	453m	—	453m	～+5.17	壱岐市郷ノ浦 町の一部	宅地 農地	
				護岸	○	346m	—	346m		—		
				突堤	○	90m	—	90m				
7	壱岐市	長崎県 (水国局)	渡良東海岸 長崎地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	消波堤	○	19.5m	—	19.5m			壱岐市郷ノ浦 町の一部	
				護岸	○	104.3m	—	104.3m				
				護岸	○※	27.3m	—	27.3m				

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.5

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
8	壱岐市	長崎県 (水国局)	麦谷海岸 半城湾地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	291.4m	—	291.4m	～+5.57	壱岐市郷ノ浦 町の一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状につ いて、定期的に点検・評価を実施し、変状 の発生位置や劣化の進行段階に応じ て長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 定期的に点検・評価を実施し、必要に 応じてブロックの補充等による適切な 維持・修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年 変化や劣化、損傷を調査するとともに、 必要に応じて長寿命化を図るなど、適 切な維持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
				護岸	○※	366.9m	—	366.9m				
9	壱岐市	長崎県 (水国局)	小牧海岸 小牧崎地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	60.8m	—	60.8m	～+2.57	壱岐市郷ノ浦 町の一部	農地	
				護岸	○※	118.4m	—	118.4m				
10	壱岐市	長崎県 (水国局)	新田海岸 竹の浦地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	47.9m	—	47.9m	～+2.91	壱岐市郷ノ浦 町の一部	農地	
				護岸	○※	82.2m	—	82.2m				
				突堤	○	34m	—	34m		—		
11	壱岐市	長崎県 (水国局)	新田海岸 遍後地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	25.9m	—	25.9m		壱岐市郷ノ浦 町の一部	農地	
				護岸	○※	296.4m	—	296.4m				
12	壱岐市	長崎県 (水国局)	長峰本村海岸 後藤地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	173.5m	—	173.5m		壱岐市郷ノ浦 町の一部	宅地 農地	
				護岸	○※	390.7m	—	390.7m				
13	壱岐市	長崎県 (水国局)	長峰本村海岸 篠石地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	138.8m	—	138.8m		壱岐市郷ノ浦 町の一部	農地 道路	
				護岸	○※	410.1m	—	410.1m				
				突堤	○	21.6m	—	21.6m				
14	壱岐市	長崎県 (水国局)	立石西海岸 白釘崎地区 (壱岐市勝本町地先)	護岸	○	524.2m	—	524.2m		壱岐市勝本 町の一部	宅地 農地	
				護岸	○※	200.8m	—	200.8m				
15	壱岐市	長崎県 (水国局)	大島海岸 前田地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○※	192.8m	—	192.8m	～+3.81	壱岐市郷ノ浦 町の一部	宅地 道路	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.5

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	壱岐市	長崎県 (港湾局)	勝本港海岸 タンス地区 (壱岐市勝本町地先)	護岸	○※	215m	+4.0	215m	～+3.81	壱岐市勝本 町の一部	農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状につ て、定期的に点検・評価を実施し、変状 の発生位置や劣化の進行段階に応じ て長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 定期的に点検・評価を実施し、必要に 応じてブロックの補充等による適切な 維持・修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年 変化や劣化、損傷を調査するとともに、 必要に応じて長寿命化を図るなど、適 切な維持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
2	壱岐市	長崎県 (港湾局)	勝本港海岸 馬場崎地区 (壱岐市勝本町地先)	護岸	○	808m	+3.2～5.7	808m	～+5.65	壱岐市勝本 町の一部	宅地 農地	
				護岸	◎	—	—	70m				
3	壱岐市	長崎県 (港湾局)	勝本港海岸 勝本地区 (壱岐市勝本町地先)	護岸	○	797m	+3.2～5	797m		壱岐市勝本 町の一部	宅地 道路	
4	壱岐市	長崎県 (港湾局)	勝本港海岸 天ヶ原地区 (壱岐市勝本町地先)	護岸	○	671m	+6.0	671m	～+3.15	壱岐市勝本 町の一部	農地 道路	
				護岸	○※	226m	+5.6	226m				
				護岸	◎	—	—	450m				
5	壱岐市	長崎県 (港湾局)	印通寺港海岸 志自岐地区 (壱岐市石田町地先)	護岸	○	207m	+6.2	207m	～+5.29	壱岐市石田 町の一部	農地	
				護岸	○※	363m	+4.5～7.3	363m				
6	壱岐市	長崎県 (港湾局)	印通寺港海岸 銭亀地区 (壱岐市石田町地先)	護岸	○※	258m	+3.5～5	258m	～+2.39	壱岐市石田 町の一部	農地	
7	壱岐市	長崎県 (港湾局)	郷ノ浦港海岸 鎌崎地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○※	770m	+3.2～5.8	770m	～+4.10	壱岐市郷ノ浦 町の一部	農地 道路	
8	壱岐市	長崎県 (港湾局)	郷ノ浦港海岸 郷ノ浦地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	40m	+3.2	40m		壱岐市郷ノ浦 町の一部	道路	
				護岸	◎	—	—	21.8m				
9	壱岐市	長崎県 (港湾局)	郷ノ浦港海岸 宇土地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○※	250m	+3.2	250m			壱岐市郷ノ浦 町の一部	農地
10	壱岐市	長崎県 (港湾局)	森ノ浜港海岸 森ノ浜地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○※	376m	+3.2～5.3	376m	～+2.57	壱岐市郷ノ浦 町の一部	農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.5

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	壱岐市	長崎県 (水産庁)	芦辺漁港海岸 龍神崎地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸	○	75m	+6.4	75m		壱岐市芦辺 町の一部	宅地 道路	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、定期的に点検・評価を実施し、変状 の発生位置や劣化の進行段階に応じ て長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 定期的に点検・評価を実施し、必要に 応じてブロックの補充等による適切な 維持・修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年 変化や劣化、損傷を調査するとともに、 必要に応じて長寿命化を図るなど、適 切な維持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
				護岸	○※	256.5m	—	256.5m				
2	壱岐市	長崎県 (水産庁)	芦辺漁港海岸 芦辺地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸	○	135m	+5.0～6.2	135m	～+5.47	壱岐市芦辺 町の一部	宅地	
				護岸	○※	94m	—	94m				
				護岸	○	640m	—	640m				
3	壱岐市	長崎県 (水産庁)	芦辺漁港海岸 清石地区 (壱岐市芦辺町地先)	消波堤	○	355.5m	—	355.5m	～+5.05	-	農地 道路	
				離岸堤	○	250m	+3.7	250m				
				離岸堤	◎	—	—	250m				
				護岸	○	917m	+5.5～6.5	917m				
4	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	八幡浦漁港海岸 内海地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸	○	114.6m	+5.3	114.6m	～+3.39	壱岐市芦辺 町の一部	農地	
5	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	八幡浦漁港海岸 柏崎地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸	○	803.6m	+5.0	803.6m		壱岐市芦辺 町の一部	宅地 農地	
6	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	山崎漁港海岸 山崎西・曲地区 (壱岐市石田町地先)	護岸	○	1205.3m	+5.0	1205.3m		壱岐市石田 町の一部	宅地 農地	
				堤防	○	582m	+5.2	582m				
				離岸堤	○	1基 18m	—	1基 18m				
7	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	七湊漁港海岸 湯ノ崎地区 (壱岐市石田町地先)	—	—	—	—	—	—	—		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.5

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
8	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	久喜漁港海岸 久喜崎地区 (壱岐市石田町地先)	—	—	—	—	—	—	—		・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
9	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	初山漁港海岸 大久保地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	932.4m	+3.4	932.4m	～+6.39	壱岐市郷ノ浦町の一部	道路 農地	
10	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	渡良漁港海岸 小崎地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	—	—	—	—	—	—	—		
11	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	渡良漁港海岸 神田地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	159m	+4.2	159m	～+4.10	壱岐市郷ノ浦町の一部	宅地	
12	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	渡良漁港海岸 柏地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	144.9m	+3.2	144.9m	～+5.17	壱岐市郷ノ浦町の一部	農地	
13	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	渡良漁港海岸 麦谷地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	—	—	—	—	—	—	—		
14	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	母ヶ浦漁港海岸 母ヶ浦地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	331.6m	+4.2	331.6m	～+2.57	壱岐市郷ノ浦町の一部	農地	
15	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	湯ノ本漁港海岸 湯ノ本地区 (壱岐市勝本町地先)	護岸	○	600.6m	+5.0	600.6m	～+2.91	壱岐市勝本町の一部	宅地 農地	
16	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	湯ノ本漁港海岸 浦海地区 (壱岐市勝本町地先)	護岸	○	570.4m	+5.0	570.4m		壱岐市勝本町の一部	宅地 農地	
17	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	湯ノ本漁港海岸 筒方地区 (壱岐市勝本町地先)	護岸	○	514.3m	+5.5	514.3m		壱岐市勝本町の一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.5

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
18	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	箱崎前浦漁港海岸 恵美須地区 (壱岐市芦辺町地先)	護岸	○	343m	+6.0	343m	～+5.32	壱岐市芦辺 町の一部	道路 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状につい て、定期的に点検・評価を実施し、変状 の発生位置や劣化の進行段階に応じ て長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、 定期的に点検・評価を実施し、必要に 応じてブロックの補充等による適切な 維持・修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年 変化や劣化、損傷を調査するとともに、 必要に応じて長寿命化を図るなど、適 切な維持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
19	壱岐市	長崎県 (水産庁)	大島(壱岐)漁港海岸 大島地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	238m	+3.8～4.5	238m	～+2.77	壱岐市郷ノ浦 町の一部	宅地 農地	
				護岸	○※	315m	+4.3	315m		壱岐市郷ノ浦 町の一部		
				突堤	○	190.4m	+2.5～3.8	190.4m		-		
20	壱岐市	長崎県 (水産庁)	大島(壱岐)漁港海岸 長島地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	227m	+6.1	227m		壱岐市郷ノ浦 町の一部	小学校	
21	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	母ヶ浦漁港海岸 牧の腰地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	107.9m	+4.2	107.9m	～+2.57	壱岐市郷ノ浦 町の一部	農地	
22	壱岐市	壱岐市 (水産庁)	母ヶ浦漁港海岸 崎の尻地区 (壱岐市郷ノ浦町地先)	護岸	○	686.8m	+4.2	686.8m		壱岐市郷ノ浦 町の一部	農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.5

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	大石海岸 松崎地区 (壱岐市芦辺町諸吉大石触字新松崎244 ～中野郷仲触字郷他に35-1)	堤防	○	622	+3.3	622	～+5.47m	芦辺町の一部	耕作地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
2	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	諸吉海岸 椎ノ木川地区 (壱岐市芦辺町諸吉二股触字鹿先口 1967-1～深江東触字新田又747-1)	堤防	○	559	+3.3	559	～+3.39m	芦辺町の一部	耕作地	
				突堤	○	1基 40m	—	1基 40m		—	—	
3	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	深江海岸 深江地区 (壱岐市芦辺町深江東触字新田又747-1 ～深江鶴亀触字若宮250)	護岸 (水門等)	○	480	+3.3	480	～+5.29m	芦辺町の一部	耕作地	
4	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	筒城海岸 長手地区 (壱岐市石田町大字筒城西触字長手 1292～大字筒城山崎字大流川337)	堤防 (水門等)	○	553	+3.3	553		石田町の一部	耕作地	
5	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	筒城山崎海岸 筒城山崎地区 (壱岐市石田町筒城触字堂崎1273～字 山尻1477)	護岸	○	346	+3.3	346		石田町の一部	耕作地	
6	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	筒城山崎海岸 山崎地区 (壱岐市石田町大字筒城山崎触字堂崎 1277-7～1271-1)	堤防 (水門等)	○	208	+3.3	208	～+3.39m	石田町の一部	耕作 放棄地	
7	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	筒城海岸 筒城地区 (壱岐市石田町大字筒城仲触字隕瀬 1760～字瀬坪1801)	堤防 (水門等)	○	235	+3.3	235	～+5.29m	石田町の一部	耕作地	
				突堤	○	1基 45m	—	1基 45m		—	—	
8	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	筒城海岸 石田筒城地区 (壱岐市石田町大字筒城東触字片部842 ～石田南触字錦1)	護岸	○	26	+3.3	26		石田町の一部	耕作地	
				突堤	○	2基 62m	—	2基 62m		—	—	
9	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	妻ヶ島海岸 松ヶ元地区 (壱岐市石田町妻ヶ島字宝ヶ元558～字 松ヶ元30)	護岸	○	27	+3.3	27		石田町の一部	農地 なし	
10	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	妻ヶ島海岸 宝ヶ元地区 (壱岐市石田町大字妻ヶ島字宝ヶ元559 ～438)	護岸	○	85	+3.3	85		石田町の一部	農地 なし	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.5

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
11	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	池田東海岸 四郎瀬地区 (壱岐市石田町大字池田東触字小白瀬 1197)	護岸	○	96	+3.3	96	～+2.39m	石田町の一部	耕作地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
12	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	池田東海岸 岸小白瀬地区 (壱岐市石田町大字池田東触字小白瀬 1026～1064)	護岸	○	52	+3.3	52		石田町の一部	耕作地	
13	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	初山東海岸 倉谷地区 (壱岐市郷ノ浦町初山東触字倉置995～ 倉谷989)	護岸	○	75m	+3.3	75m	～+6.39m	郷ノ浦町の一部	耕作 放棄地	
14	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	初山東海岸 平床地区 (壱岐市郷ノ浦町初山東触字平床551～ 古場525)	護岸	○	67m	+3.3	67m		郷ノ浦町の一部	耕作地	
15	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	初山西海岸 平川地区 (壱岐市郷ノ浦町初山西触字平川269～ 261)	護岸 (水門 等)	○	209m	+3.3	209m		郷ノ浦町の一部	耕作地 民家 市道	
				突堤	○	1基 35m	—	1基 35m		—	—	
16	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	初山東海岸 南川地区 (壱岐市郷ノ浦町初山東触字小場424～ 495)	護岸	○	150m	+3.3	150m		郷ノ浦町の一部	耕作地 民家 市道	
17	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	初山東海岸 塩屋地区 (壱岐市郷ノ浦町初山東触字小場471～ 字南川25)	護岸	○	107m	+3.3	107m		郷ノ浦町の一部	耕作地	
18	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	初山西海岸 椿川地区 (壱岐市郷ノ浦町初山西触字西川182～ 字椿川145)	護岸	○	353m	+3.3	353m		郷ノ浦町の一部	耕作地	
				突堤	○	1基 29m	—	1基 29m		—	—	
19	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	坪海岸 高磯地区 (壱岐市郷ノ浦町坪触字高磯13～7)	護岸	○	180m	+3.3	180m	～+5.17m	郷ノ浦町の一部	耕作 放棄地	
20	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	原島海岸 原島東地区 (壱岐市郷ノ浦町原島字田ノ頭374～389)	護岸	○	235	+3.3	235	～+2.77m	郷ノ浦町の一部	耕作地	
21	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	原島海岸 原島西地区 (壱岐市郷ノ浦町原島字鉾崎318～戸丸 84)	護岸	○	429	+3.3	429		郷ノ浦町の一部	耕作地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.5

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
22	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	長島海岸 赤部地区 (壱岐市郷ノ浦町長島字赤部149～188)	護岸	○	55	+3.3	55	～+2.77m	郷ノ浦町の一部	耕作地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
23	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	大島海岸 渡良大島地区 (壱岐市郷ノ浦町大島字下根瀧1584～1546-1)	堤防	○	155	+3.3	155		郷ノ浦町の一部	耕作地	
24	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	渡良海岸 懸州地区 (壱岐市郷ノ浦町渡良浦字懸州524～571)	護岸	○	350	+3.3	350	～+5.17m	郷ノ浦町の一部	農地 なし	
25	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	渡良浦海岸 呼瀬地区 (壱岐市郷ノ浦町渡良浦字呼瀬583～614)	護岸	○	354	+3.3	354		郷ノ浦町の一部	農地 なし	
26	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	渡良東海岸 柏地区 (壱岐市郷ノ浦町渡良東触字柏2690～2719)	堤防	○	169	+3.3	169	～+5.57m	郷ノ浦町の一部	農地 なし	
				突堤	○	2基 37m	—	2基 37m		—	—	
27	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	庄海岸 池ノ下地区 (壱岐市郷ノ浦町庄触字池ノ下1069～字田代1186)	堤防 (水門等)	○	452	+3.3	452		郷ノ浦町の一部	耕作地	
				突堤	○	1基 15m	—	1基 15m		—	—	
28	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	庄海岸 海田新田地区 (壱岐市郷ノ浦町庄触字池下1070～本村触字出口672)	護岸 (水門等)	○	130	+3.3	130		郷ノ浦町の一部	耕作地 民家 市道	
29	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	半城本村海岸 出口地区 (壱岐市郷ノ浦町半城本村触字出口666～字薄井902)	護岸 (水門等)	○	282	+3.3	282		郷ノ浦町の一部	耕作地 民家 市道	
30	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	半城本村海岸 薄井地区 (壱岐市郷ノ浦町半城本村触字薄井993～995)	護岸 (水門等)	○	118	+3.3	118		郷ノ浦町の一部	耕作地	
31	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	大浦海岸 松崎地区 (壱岐市郷ノ浦町大浦触字倉置1323～1333)	護岸 (水門等)	○	110	+3.3	110		郷ノ浦町の一部	耕作地 民家 市道	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

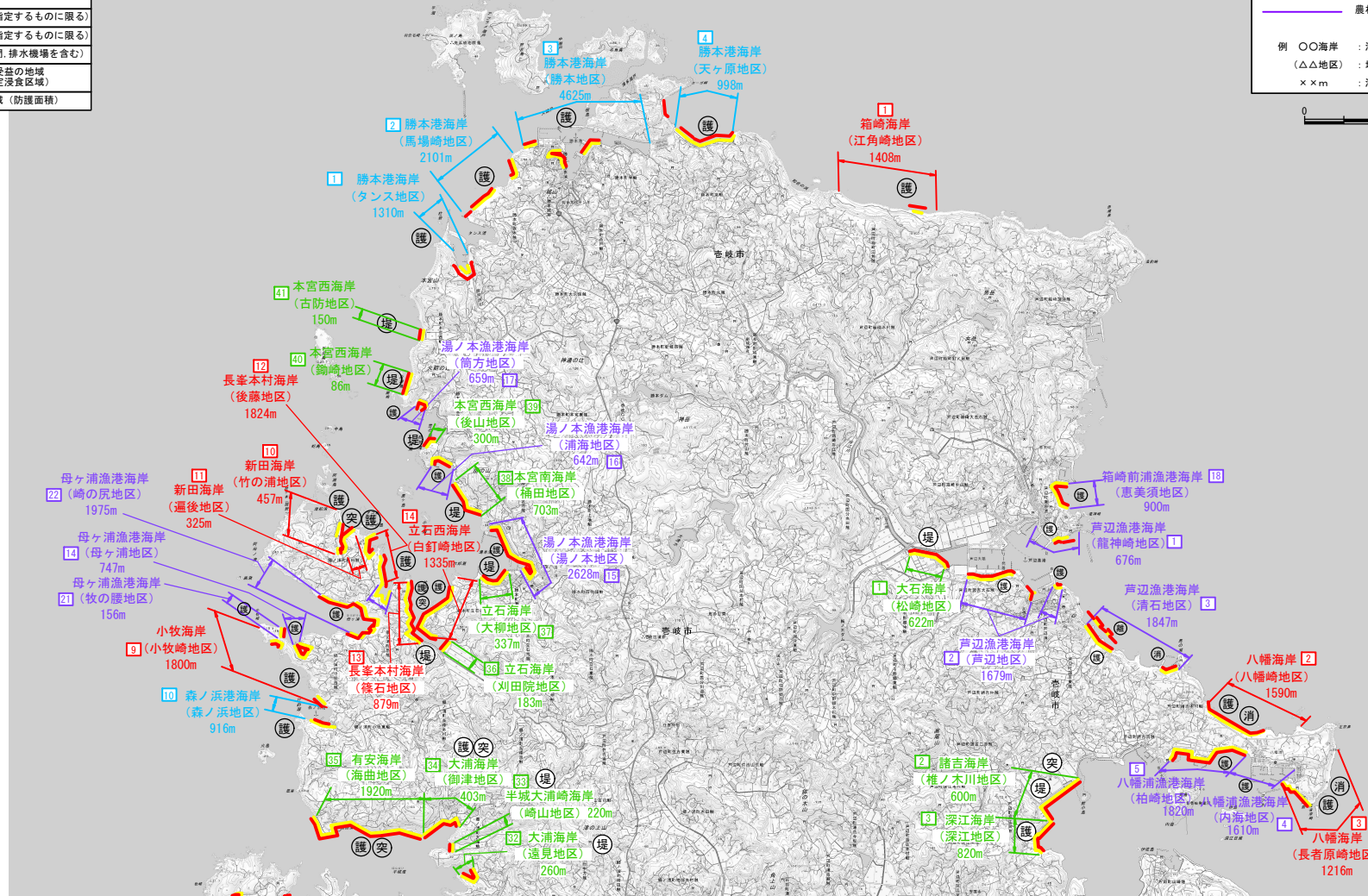
表—3.5

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
32	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	大浦海岸 遠見地区 (壱岐市郷ノ浦町大浦触字遠見1～字大浦129)	堤防 (水門等)	○	215	+3.3	215		郷ノ浦町の一部	耕作地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
33	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	半城大浦崎海岸 崎山地区 (壱岐市郷ノ浦町半城大浦触字土肥崎2101～569)	堤防 (水門等)	○	113	+3.3	113	～+5.57m	郷ノ浦町の一部	耕作地	
34	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	大浦海岸 御津地区 (壱岐市郷ノ浦町大浦触字崎山564～有安触字灘2)	護岸 (水門等)	○	368	+3.3	368		郷ノ浦町の一部	耕作地	
				突堤	○	1基 36m	—	1基 36m		—	—	
35	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	有安海岸 海曲地区 (壱岐市郷ノ浦町有安触字海曲1396～字森旅1)	護岸	○	1,807	+3.3	1,807	～+2.91m	郷ノ浦町の一部	農地 なし	
				突堤	○	3基 130m	—	3基 130m		—	—	
36	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	立石海岸 刈田院地区 (壱岐市勝本町立石西触字刈田院993～991)	堤防 (水門等)	○	183	+3.3	183		勝本町の一部	耕作地 県道	
37	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	立石海岸 大柳地区 (壱岐市勝本町立石西触字大園220～大柳442)	堤防	○	220	+3.3	220		勝本町の一部	耕作地	
38	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	本宮南海岸 桶田地区 (壱岐市勝本町本宮南触字桶田575～1332-1)	堤防	○	572	+3.3	572		勝本町の一部	耕作地	
39	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	本宮南海岸 後山地区 (壱岐市勝本町本宮仲触字後山919～957)	堤防	○	300	+3.3	300		勝本町の一部	耕作 放棄地	
40	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	本宮西海岸 鋤崎地区 (壱岐市勝本町本宮西触字鋤崎644-イ～638-2)	堤防	○	86	+3.3	86	～+3.81m	勝本町の一部	農地 なし	
41	壱岐市	長崎県 (農村振興局)	本宮西海岸 古防地区 (壱岐市勝本町本宮西触字古防1335～1337)	堤防	○	138	+3.3	138		勝本町の一部	耕作地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
(堤)	堤防（緩傾斜堤防を含む）
(護)	護岸（緩傾斜護岸を含む）
(壁)	胸壁
(突)	突堤（ヘッドランドを含む）
(欄)	欄干堤
(階)	階塔・エスリーフ
(清)	清波堤（清波工を含む）
(防)	高潮・津波防波堤
(砂)	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
(樹)	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
(×	水門（樋門、陸門、閘門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域 （想定浸水区域・想定浸食区域）
	既存浸水の受益の地域（防護面積）



「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 78」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

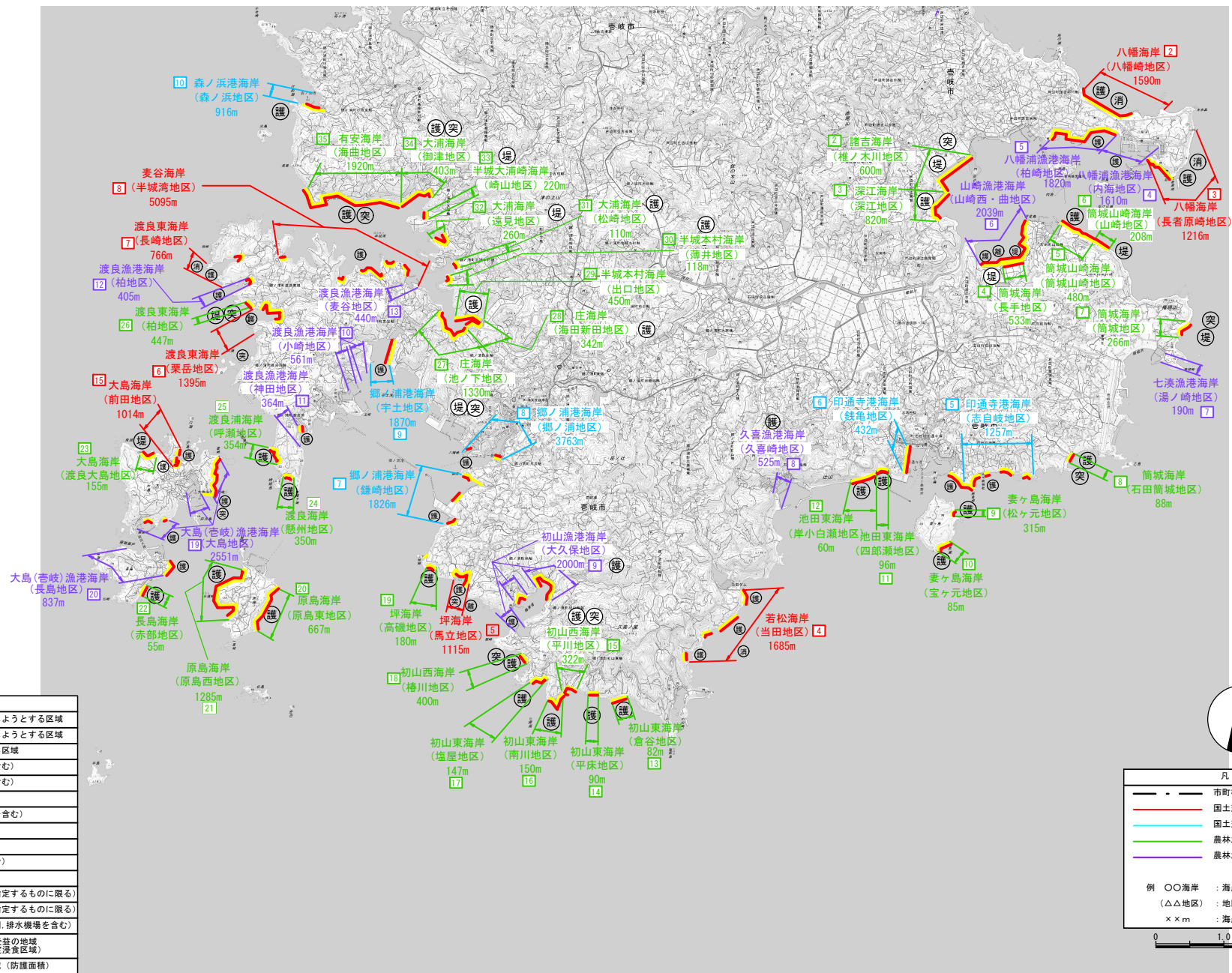


図3.5 海岸保全区域の指定状況 吾岐沿岸(2)

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R 8JHf 78」
 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)			規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			全延長	延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	対馬市	長崎県 (水国局)	三宇田海岸 西泊地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	240m	240m	+2.450	240m	～+3.90	対馬市上対馬町の一部	農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
2	対馬市	長崎県 (水国局)	唐舟志海岸 津和地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	305m	305m	+2.66	305m	～+2.94	対馬市上対馬町の一部	農地	
3	対馬市	長崎県 (水国局)	五根尾海岸 名方浦地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	210m	210m	+0.100	210m		対馬市上対馬町の一部	農地	
4	対馬市	長崎県 (水国局)	茂木浜海岸 茂木地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	595m	595m	+3.050	595m	～+2.18	対馬市上対馬町の一部	宅地 農地	
5	対馬市	長崎県 (水国局)	位ノ端海岸 位ノ端浜地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	2,194m	2,811m	+2.050	2,811m	～+2.02	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
6	対馬市	長崎県 (水国局)	千尋藻海岸 花戸地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	165m	165m	+2.050	165m		対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
7	対馬市	長崎県 (水国局)	幸崎海岸 幸崎地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	870m	870m	+0.080	870m	～+2.24	対馬市美津島町の一部	農地	
8	対馬市	長崎県 (水国局)	安神海岸 ワゴ地区 (対馬市厳原町地先)	護岸	○※	520m	520m	+1.310	520m	～+2.61	対馬市厳原町の一部	農地	
9	対馬市	長崎県 (水国局)	椎根海岸 椎根地区 (対馬市厳原町地先)	護岸	○※	2,200m	2,200m	+3.490	2,200m	～+4.20	対馬市厳原町の一部	農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)			規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			全延長	延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
10	対馬市	長崎県 (水国局)	阿連海岸 ワシカ地区 (対馬市厳原町地先)	護岸	○※	1,830m	1,830m	+0.500	1,830m	～+4.20	対馬市厳原 町の一部	農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を実 施し、変状の発生位置や劣化の 進行段階に応じて長寿命化を図 るなど、適切な維持・修繕に努 め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評価 を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の 経年変化や劣化、損傷を調査す るとともに、必要に応じて長寿命 化を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。
11	対馬市	長崎県 (水国局)	今里海岸 今里地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	2,474m	2,474m	+1.115	2,474m	～+2.68	対馬市美津 島町の一部	宅地 農地	
12	対馬市	長崎県 (水国局)	加志海岸 加志浦地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,700m	1,700m	+0.455	1,700m		対馬市美津 島町の一部	宅地 農地	
13	対馬市	長崎県 (水国局)	箕形海岸 箕形浦地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,233m	1,233m	+1.485	1,233m		対馬市美津 島町の一部	宅地 農地	
14	対馬市	長崎県 (水国局)	洲藻浦海岸 洲藻地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	726m	72m	+0.615	72m		対馬市美津 島町の一部	農地	
15	対馬市	長崎県 (水国局)	玉調海岸 大山久須保地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,437m	1,351m	+0.775	1,351m	～+3.82	対馬市美津 島町の一部	農地	
16	対馬市	長崎県 (水国局)	島山海岸 島山地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,692m	1,692m	+1.275	1,692m		対馬市美津 島町の一部	宅地 農地	
17	対馬市	長崎県 (水国局)	大山海岸 大山地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	887m	887m	+1.495	887m	～+3.32	対馬市美津 島町の一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)			規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			全延長	延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
18	対馬市	長崎県 (水国局)	濃部海岸 濃部地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,300m	1,300m	+2.700	1,300m	～+3.32	対馬市美津 島町の一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
19	対馬市	長崎県 (水国局)	濃部海岸 石原地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	746m	746m	+2.160	746m		対馬市美津 島町の一部	農地	
20	対馬市	長崎県 (水国局)	濃部海岸 坂ナシ地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	96m	96m	+2.130	96m		対馬市美津 島町の一部	農地	
21	対馬市	長崎県 (水国局)	糸瀬海岸 糸瀬地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	292m	292m	+1.920	292m		対馬市豊玉 町の一部	農地	
22	対馬市	長崎県 (水国局)	貝鮒海岸 貝鮒地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	994m	994m	+2.855	994m	～+3.49	対馬市豊玉 町の一部	宅地 農地	
23	対馬市	長崎県 (水国局)	嵯峨浦海岸 嵯峨地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	1,436m	1,436m	+1.425	1,436m		対馬市豊玉 町の一部	宅地 農地	
24	対馬市	長崎県 (水国局)	佐志賀海岸 佐志賀在所地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	620m	620m	+1.095	620m		対馬市豊玉 町の一部	宅地 農地	
25	対馬市	長崎県 (水国局)	卯麦海岸 卯麦地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	497m	497m	+2.120	497m		対馬市豊玉 町の一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)			規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			全延長	延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
26	対馬市	長崎県 (水国局)	佐保浦海岸 佐保浦地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	1,100m	1,100m	+0.665	1,100m	～+3.49	対馬市豊玉 町の一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
27	対馬市	長崎県 (水国局)	貝口海岸 貝口地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	1,077m	1,077m	+1.355	1,077m		対馬市豊玉 町の一部	宅地 農地	
28	対馬市	長崎県 (水国局)	田ノ浜海岸 田ノ浜地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	510m	510m	+2.400	510m	～+4.30	対馬市豊玉 町の一部	宅地 農地	
29	対馬市	長崎県 (水国局)	刈生海岸 田ノ浜地区 (対馬市上県町地先)	護岸	○※	150m	651m	+0.120	651m	～+2.42	対馬市上県 町の一部	農地	
30	対馬市	長崎県 (水国局)	井口浜海岸 佐護北里地区 (対馬市上県町地先)	護岸	○※	650m	650m	+2.150	650m		対馬市上県 町の一部	農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)			規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			全延長	延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	対馬市	長崎県 (港湾局)	比田勝港海岸 西泊地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	890m	771m	+3.384	771m	～+3.90	対馬市上 対馬町の 一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を実 施し、変状の発生位置や劣化の 進行段階に応じて長寿命化を図 るなど、適切な維持・修繕に努 め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評価 を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。
				離岸堤	○※		2基 100m	—	2基 100m		対馬市上 対馬町の 一部		
2	対馬市	長崎県 (港湾局)	比田勝港海岸 古里地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	2,634m	208m	+0.884	208m		対馬市上 対馬町の 一部	宅地 農地	
3	対馬市	長崎県 (港湾局)	比田勝港海岸 比田勝地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	238m	238m	+1.284	238m		対馬市上 対馬町比 田勝の一 部	宅地	
4	対馬市	長崎県 (港湾局)	比田勝港海岸 網代地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	2,260m	1,404m	+2.684	1,404m	対馬市上 対馬町の 一部	宅地 農地		
5	対馬市	長崎県 (港湾局)	比田勝港海岸 大增地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	630m	630m	+1.584	630m	～+2.94	対馬市上 対馬町の 一部	宅地 農地	
6	対馬市	長崎県 (港湾局)	小茂田港海岸 小茂田地区 (対馬市厳原町地先)	護岸	○※	1,245m	915m	+5.500	915m	～+4.20	対馬市厳 原町の一 部	宅地 農地	
				離岸堤	○※		2基 260m	—	2基 260m		対馬市厳 原町の一 部		
				養浜			314m 15,700m2	—	314m 15,700m2		対馬市厳 原町の一 部		
7	対馬市	長崎県 (港湾局)	竹敷港海岸 赤崎地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	340m	333m	+3.468	333m	～+3.82	対馬市美 津島町の 一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)			規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			全延長	延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
8	対馬市	長崎県 (港湾局)	竹敷港海岸 竹敷地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,569m	1,538m	+3.468	1,538m	～+3.82	対馬市美 津島町の 一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を実 施し、変状の発生位置や劣化の 進行段階に応じて長寿命化を図 るなど、適切な維持・修繕に努 め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評価 を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。
9	対馬市	長崎県 (港湾局)	竹敷港海岸 島ノ内地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	1,063m	157m	+3.468	157m		対馬市美 津島町の 一部	宅地 農地	
10	対馬市	長崎県 (港湾局)	竹敷港海岸 櫛ヶ浜地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	470m	185m	+2.968	185m		対馬市美 津島町の 一部	宅地 農地	
11	対馬市	長崎県 (港湾局)	鹿見港海岸 久原地区 (対馬市上県町地先)	護岸	○※	1,185m	1,001m	+2.800	1,001m	～+3.23	対馬市上 対馬町の 一部	宅地 農地	
12	対馬市	長崎県 (港湾局)	鹿見港海岸 鹿見地区 (対馬市上県町地先)	護岸	○※	1,042m	481m	+2.800	481m		対馬市上 県町の一 部	宅地 農地	
13	対馬市	長崎県 (港湾局)	佐須奈港海岸 大地地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	895m	70m	+1.650	70m	～+2.42	対馬市上 対馬町の 一部	宅地 農地	
14	対馬市	長崎県 (港湾局)	佐須奈港海岸 佐須奈地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	1,125m	822m	+1.700	822m		対馬市上 県町の一 部	宅地 農地	
15	対馬市	長崎県 (港湾局)	曾ノ浦港海岸 位ノ端地区 (対馬市豊玉町地先)	護岸	○※	617m	617m	+2.3	617m	～+2.02	対馬市豊 玉町の一 部	宅地 農地	
16	対馬市	長崎県 (港湾局)	比田勝港海岸 舟志港地区	護岸	○※	—	—	—	552m	～+2.94	対馬市豊 玉町の一 部	宅地 農地	

※：老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理 者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	対馬市	対馬市 (水産庁)	豊漁港海岸 豊地区 (対馬市上対馬町豊地先)	護岸	○	247.0m	+1.1～1.3	247.0m	～+2.03	対馬市上対馬町の一部	宅地 農地 道路	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
2	対馬市	長崎県 (水産庁)	泉漁港海岸 泉地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	570m	+1.871	570m		対馬市上対馬町の一部	農地 宅地	
3	対馬市	対馬市 (水産庁)	富ヶ浦漁港海岸 富ヶ浦地区 (対馬市上対馬町富ヶ浦地先)	護岸	○	94.0m	+2.0	94.0m	～+2.94	対馬市上対馬町の一部	宅地	
4	対馬市	対馬市 (水産庁)	唐舟志漁港海岸 唐舟志地区 (対馬市上対馬町唐舟志地先)	護岸	○	137.0m	+1.9	137.0m		対馬市上対馬町の一部	宅地	
5	対馬市	対馬市 (水産庁)	浜久須漁港海岸 浜久須地区 (対馬市上対馬町浜久須地先)	護岸	○	664.5m	+1.2～1.7	664.5m		対馬市上対馬町の一部	宅地 農地 道路	
6	対馬市	対馬市 (水産庁)	浜久須漁港海岸 大增地区 (対馬市上対馬町大增地先)	護岸	○	1043.0m	+1.2～1.8	1043.0m		対馬市上対馬町の一部	宅地 農地 道路	
7	対馬市	対馬市 (水産庁)	五根緒漁港海岸 五根緒地区 (対馬市上対馬町五根緒地区)	—	—	—	—	—	—	—	—	
8	対馬市	長崎県 (水産庁)	小鹿漁港海岸 小鹿地区 (対馬市上対馬町地先)	護岸	○※	173m	+3.266	173m	～+2.18	対馬市上対馬町の一部	農地 宅地	
				突堤	○※	70m	+1.366	70m				

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理 者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
9	対馬市	対馬市 (水産庁)	志越漁港海岸 志越地区 (対馬市峰町志越地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
10	対馬市	対馬市 (水産庁)	志多賀漁港海岸 志多賀地区 (対馬市峰町志多賀地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
11	対馬市	長崎県 (水産庁)	佐賀漁港海岸 佐賀地区 (対馬市峰町地先)	護岸	○※	20m	+2.110	20m	～+2.02	対馬市峰町の一部	農地 宅地	
12	対馬市	対馬市 (水産庁)	櫛漁港海岸 櫛地区 (対馬市峰町櫛地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
13	対馬市	対馬市 (水産庁)	千尋藻漁港海岸 千尋藻・戸の浦・鍵川・浦底・横浦地区 (対馬市豊玉町戸の浦・鍵川・横浦地先)	護岸	○	2641.9m	+2.0～3.7	2641.9m	～+2.02	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
14	対馬市	対馬市 (水産庁)	塩浜漁港海岸 塩浜地区 (対馬市豊玉町見世浦地先)	護岸	○	164m	+2.5	164m	～+2.32	対馬市豊玉町の一部	宅地 農地	
15	対馬市	対馬市 (水産庁)	賀谷漁港海岸 賀谷地区 (対馬市美津島町賀谷地先)	護岸	○	677.8m	+2.4～3.5	677.8m		対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
16	対馬市	対馬市 (水産庁)	芦ヶ浦漁港海岸 芦ヶ浦地区 (対馬市美津島町芦ヶ浦地先)	護岸	○	2015.1m	+2.5～3.2	2015.1m		対馬市美津島町の一部	宅地 農地	
17	対馬市	対馬市 (水産庁)	赤島漁港海岸 泊島地区 (対馬市美津島町赤島地先)	護岸	○	596m	+2.7～2.8	596m		対馬市美津島町の一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理 者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
18	対馬市	対馬市 (水産庁)	住吉漁港海岸 住吉地区 (対馬市美津島町住吉地先)	護岸	○	187m	+2.4~2.5	187m	~+2.24	対馬市美津島 町の一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
19	対馬市	長崎県 (水産庁)	鴨居瀬漁港海岸 飛渡地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	60m	+1.610	60m		対馬市美津島 町の一部	農地	
20	対馬市	長崎県 (水産庁)	鴨居瀬漁港海岸 鴨居瀬地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	2,260m	+3.210	2,260m		対馬市美津島 町の一部	農地	
21	対馬市	長崎県 (水産庁)	鴨居瀬漁港海岸 小船越地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	357m	+2.510	357m		対馬市美津島 町の一部	農地 宅地	
22	対馬市	長崎県 (水産庁)	鴨居瀬漁港海岸 畠ヶ浦地区 (対馬市美津島町地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
23	対馬市	長崎県 (水産庁)	三浦湾漁港海岸 犬吠地区 (対馬市美津島町地先)	護岸	○※	135m	+2.774	135m	~+2.24	対馬市美津島 町の一部	農地 宅地	
24	対馬市	長崎県 (水産庁)	三浦湾漁港海岸 万関地区 (対馬市美津島町久須保地先)	護岸	○※	201m	+2.774	201m		対馬市美津島 町の一部	農地 宅地	
25	対馬市	長崎県 (水産庁)	三浦湾漁港海岸 久須保地区 (対馬市美津島町久須保地先)	護岸	○※	33m	+2.774	33m		対馬市美津島 町の一部	農地 宅地	
26	対馬市	長崎県 (水産庁)	三浦湾漁港海岸 緒方地区 (対馬市美津島町緒方地先)	護岸	○※	20m	+2.774	20m		対馬市美津島 町の一部	農地 宅地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理 者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
27	対馬市	対馬市 (水産庁)	大船越漁港海岸 大船越地区 (対馬市美津島町大船越地先)	護岸		145m	+3.8～5.0	145m	～+3.82	対馬市美津島 町の一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣 化の進行段階に応じて長寿命 化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘 や堤体ブロックの移動・散乱・ 沈下等について、定期的に点 検・評価を実施し、必要に応じ てブロックの補充等による適切 な維持・修繕に努め、施設の機 能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
				護岸	○	1379m	+3.0～3.2	1379m		対馬市美津島 町の一部	宅地 農地	
28	対馬市	対馬市 (水産庁)	高浜漁港海岸 高浜地区 (対馬市美津島町難知地先)	護岸	○	253m	+1.0～2.7	253m	～+6.15	対馬市美津島 町の一部	宅地 農地	
29	対馬市	対馬市 (水産庁)	根緒漁港海岸 根緒地区 (対馬市美津島町根緒原陰地先)	護岸	○	27m	+2.7	27m		対馬市美津島 町の一部	宅地 農地	
30	対馬市	長崎県 (水産庁)	阿須湾漁港海岸 曲地区 (対馬市厳原町曲地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
31	対馬市	長崎県 (水産庁)	阿須湾漁港海岸 南室地区 (対馬市厳原町南室地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
32	対馬市	長崎県 (水産庁)	阿須湾漁港海岸 阿須地区 (対馬市厳原町東里地先)	離岸堤	○※	1基 50m	+4.070	1基 50m	～+6.15	対馬市厳原町 の一部	農地 宅地	
33	対馬市	対馬市 (水産庁)	尾浦漁港海岸 尾浦地区 (対馬市厳原町尾浦地先)	護岸	○	326.4m	+5.5	326.4m	～+2.61	対馬市厳原町 の一部	宅地 農地	
				離岸堤	○	1基 171.4m	—	1基 171.4m		—		
				突堤	○	2基 78m	—	2基 78m		—		
34	対馬市	対馬市 (水産庁)	安神漁港海岸 安神地区 (対馬市厳原町大米地先)	護岸	○	227.5m	+6.5	227.5m		対馬市厳原町 の一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理 者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
35	対馬市	対馬市 (水産庁)	久和漁港海岸 久和地区 (対馬市厳原町浜側地先)	護岸	○	338m	+2.4～3.5	338m	～+2.61	対馬市厳原町 の一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
36	対馬市	対馬市 (水産庁)	内院漁港海岸 内院地区 (対馬市厳原町内院在家地先)	護岸	○	260m	+7.0	260m	～+3.21	対馬市厳原町 の一部	宅地 農地	
				離岸堤	○	1基 70m	—	1基 70m		—		
37	対馬市	長崎県 (水産庁)	豆酸漁港海岸 浅藻地区 (対馬市厳原町浅藻地先)	護岸	○※	823m	+3.643	823m		対馬市厳原町 の一部	農地 宅地	
38	対馬市	長崎県 (水産庁)	豆酸漁港海岸 豆酸地区 (対馬市厳原町豆酸地先)	護岸	○※	220m	+5.205	220m		対馬市厳原町 の一部	農地	
				離岸堤	○※	1基 178m	—	1基 178m		対馬市厳原町 の一部	農地	
				突堤	○※	100m	—	100m		対馬市厳原町 の一部	農地	
39	対馬市	対馬市 (水産庁)	瀬漁港海岸 瀬地区 (対馬市厳原町瀬地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
40	対馬市	長崎県 (水産庁)	久根浜漁港海岸 久根浜地区 (対馬市厳原町久根浜地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理 者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
41	対馬市	対馬市 (水産庁)	上槻漁港海岸 上槻地区 (対馬市厳原町上槻在家地先)	護岸	○	215m	+8.0	215m	～+4.20	対馬市厳原町 の一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
42	対馬市	対馬市 (水産庁)	阿連漁港海岸 阿連地区 (対馬市厳原町阿連地先)	護岸	○	229m	+7.0	229m		対馬市厳原町 の一部	宅地 農地	
43	対馬市	対馬市 (水産庁)	尾崎漁港海岸 尾崎地区 (対馬市美津島町尾崎地先)	護岸	○	263m	+3.7	263m	～+2.68	対馬市美津島 町の一部	宅地 農地	
44	対馬市	対馬市 (水産庁)	西海漁港海岸 今里地区 (対馬市美津島町今里地先)	護岸	○	157.0m	+2.3	157.0m		対馬市美津島 町の一部	宅地 農地	
45	対馬市	対馬市 (水産庁)	西海漁港海岸 吹崎地区 (対馬市美津島町吹崎地先)	護岸	○	221.4m	+2.5～5.2	221.4m		対馬市美津島 町の一部	宅地 農地	
46	対馬市	対馬市 (水産庁)	西海漁港海岸 屋ヶ浦地区 (対馬市美津島町屋ヶ浦地先)	護岸	○	26.5m	+3.1	26.5m		対馬市美津島 町の一部	宅地 農地	
47	対馬市	対馬市 (水産庁)	唐崎漁港海岸 (唐州地区) 唐州・廻・妙見地区 (対馬市豊玉町唐州・廻・妙見地先)	護岸	○	1096m	+2.7～4.5	1096m	～+2.04	対馬市豊玉町 の一部	宅地 農地	
48	対馬市	対馬市 (水産庁)	小綱漁港海岸 小綱地区 (対馬市豊玉町小綱地先)	護岸	○	970m	+2.3～3.0	970m	～+4.30	対馬市豊玉町 の一部	宅地 農地	
49	対馬市	対馬市 (水産庁)	銘漁港海岸 銘地区 (対馬市豊玉町銘地先)	護岸	○	660.5m	+2.6～4.5	660.5m		対馬市豊玉町 の一部	宅地 農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理 者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
50	対馬市	対馬市 (水産庁)	三根漁港海岸 賀佐地区 (対馬市峰町賀佐地先)	護岸	○	195.0m	+0～2.5	195.0m	～+4.30	対馬市峰町の 一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
			三根漁港海岸 狩尾地区 (対馬市峰町狩尾地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
51	対馬市	対馬市 (水産庁)	木坂漁港海岸 木坂地区 (対馬市峰町木坂地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
52	対馬市	対馬市 (水産庁)	青海漁港海岸 青海地区 (対馬市峰町青海地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
53	対馬市	対馬市 (水産庁)	津柳漁港海岸 津柳地区 (対馬市峰町津柳地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
54	対馬市	対馬市 (水産庁)	越高漁港海岸 御園地区 (対馬市上県町御園地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
			越高漁港海岸 越高地区 (対馬市上県町越高地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
55	対馬市	長崎県 (水産庁)	伊奈漁港海岸 伊奈地区 (対馬市上県町伊奈地先)	護岸	○※	165m	+3.240	165m	～+3.23	対馬市上県町 の一部	農地 宅地	
56	対馬市	長崎県 (水産庁)	伊奈漁港海岸 志多留地区 (対馬市上県町伊奈地先)	護岸	○※	165m	+3.240	165m		対馬市上県町 の一部	農地 宅地	
57	対馬市	対馬市 (水産庁)	佐護湊漁港海岸 佐護地区 (対馬市上県町佐護地先)	堤防	○	119.4m	+2.5	119.4m	～+2.42	対馬市上県町 の一部	宅地 道路	
				護岸	○	159.3m	+3.4～3.7	159.3m		対馬市上県町 の一部	宅地 道路	
58	対馬市	対馬市 (水産庁)	西津屋漁港海岸 西津屋地区 (対馬市上県町西津屋地区)	—	—	—	—	—	—	—	—	
59	対馬市	対馬市 (水産庁)	大浦漁港海岸 大浦地区 (対馬市上対馬町大浦地先)	護岸	○	1052.0m	+1.4～2.1	1052.0m	～+2.42	対馬市上対馬 町の一部	宅地 農地 道路	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 瀧浜③ (対馬市上対馬町大字鰐浦字瀧浜222-1 ～231-1)	護岸	○	81 m	—	81 m	～+2.03	上対馬町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保す る。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評 価を実施し、必要に応じてブロッ クの補充等による適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
2	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 鬼ヶ崎 (対馬市上対馬町大字鰐浦字鬼ヶ崎80～ 60)	護岸	○	68 m	—	68 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
3	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 瀧浜② (対馬市上対馬町大字鰐浦字瀧浜232～ 245)	護岸	○	25 m	—	25 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
4	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 瀧浜① (対馬市上対馬町大字鰐浦字瀧浜235～ 245)	護岸	○	61 m	—	61 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
5	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 鰐場② (対馬市上対馬町大字鰐浦字鰐場304～ 312)	護岸	○	95 m	—	95 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
6	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 カキセ② (対馬市上対馬町大字鰐浦字カキセ1129 ～1098-3)	護岸	○	212 m	—	212 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
7	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 菅ノ浦 (対馬市上対馬町大字鰐浦字菅ノ浦 1311-1～1276)	護岸	○	89 m	—	89 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
8	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 久松① (対馬市上対馬町大字鰐浦字久松1351- イ～1320-1)	護岸	○	68 m	—	68 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
9	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 久松② (対馬市上対馬町大字鰐浦字久松1412-1 ～1351-2)	護岸	○	257 m	—	257 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
10	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 鰐浦地区 落手井戸 (対馬市上対馬町大字鰐浦字落手井戸 陽1710～宇美水の本1415-1)	護岸	○	508 m	—	508 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
11	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 豊地区 落井戸 (対馬市上対馬町豊字落井戸1492～ 1452-1)	護岸	○	622 m	—	622 m	～+2.03	上対馬町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				突堤	○	1基 134m	—	1基 134m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
12	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 豊地区 深浦 (対馬市上対馬町大字豊字深浦イ112～ 174)	護岸	○	531 m	—	531 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		7ヶ所	—	7ヶ所		—	—	
13	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 唐舟志地区 コフノ採 (対馬市上対馬町唐船志字コフノ採912)	護岸	○	62 m	—	62 m	～+2.94	上対馬町の 一部	耕作放棄地	
14	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸 唐舟志地区 瀬戸 (対馬市上対馬町唐船志字瀬戸11)	護岸	○	103 m	—	103 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
15	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 志多賀地区 椎ノ浦 (対馬市峰町大字佐賀字竹ノ浦873～878)	護岸	○	61 m	—	61 m	～+2.18	峰町の一部	耕作放棄地	
16	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 志多賀地区 鹿ノ浦 (対馬市峰町大字志多賀字鹿ノ浦749)	自然護岸		—	—	—	—	峰町の一部	耕作放棄地	
17	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 櫛地区 トクエ (対馬市峰町大字櫛字トクエ316～378)	護岸	○	338 m	—	338 m	～+2.02	峰町の一部	耕作放棄地	
18	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 櫛地区 ラロノ浦 (対馬市峰町大字櫛字オロノ浦904～408)	堤防	○	94 m	—	94 m		峰町の一部	耕作放棄地	
				護岸	○	296 m	—	296 m		—	—	
				水門 (樋門)		2基	—	2基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
19	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 櫛地区 一里ヶ浦 (対馬市峰町大字櫛字一里ヶ浦441～442)	護岸	○	233 m	—	233 m	～+2.02	峰町の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
20	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 佐賀地区 竹ノ浦 (対馬市峰町佐賀字竹ノ浦873～878)	護岸	○	347 m	—	347 m		峰町の一部	耕作放棄地	
21	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 佐賀地区 水ヶ浦 (対馬市峰町大字佐賀字水ヶ浦862～871)	護岸	○	149 m	—	149 m		峰町の一部	耕作放棄地	
22	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸 佐賀地区 飯盛 (対馬市峰町大字佐賀字飯盛851～860)	護岸	○	188 m	—	188 m		峰町の一部	耕作放棄地	
23	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸 千尋藻地区 船カクシ (対馬市豊玉町大字チロモ字船カクシ1513～ロ-521)	護岸	○	30 m	—	30 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
24	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸 曾地区 ナギハマ (対馬市豊玉町大字曾字ナギハマ534-3～字アノ瀬604)	護岸	○	349 m	—	349 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
25	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸 横浦地区 元横浦 (対馬市豊玉町横浦字元横浦227-218)	護岸	○	226 m	—	226 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				突堤	○	1基 38m	—	1基 38m		—	—	
26	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸 横浦地区 白子 (対馬市豊玉町横浦字白子9～12-2)	護岸	○	311 m	—	311 m	～+2.32	豊玉町の一部	耕作放棄地	
27	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 芦ヶ浦地区 雷 (対馬市美津島町芦浦字雷368-16～364-1)	護岸	○	106 m	—	106 m		美津島町の一部	耕作放棄地	
28	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 芦ヶ浦地区 大畠 (対馬市美津島町芦浦字大畑352-1)	自然護岸		—	—	—	—	美津島町の一部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
29	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 芦ヶ浦地区 ニツテ (対馬市美津島町芦浦字フタツテ345～344)	自然護岸		—	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
30	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 竹崎① (対馬市美津島町鴨居瀬字大竹崎554-2～558-3)	護岸	○	160 m	—	160 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
31	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 竹崎② (対馬市美津島町鴨居瀬字竹崎544～547)	護岸	○	182 m	—	182 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				突堤	○	1基 20m	—	1基 20m		—	—	
32	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海 岸鴨居瀬地区 カラス水 (対馬市美津島町鴨居瀬字烏水467～477)	護岸	○	94 m	—	94 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
33	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 コウノ浦 (対馬市美津島町鴨居瀬字住吉491)	護岸	○	20 m	—	20 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
34	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 乗越 (対馬市美津島町鴨居瀬字乗越500-二～513)	護岸	○	99 m	—	99 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
35	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 鯨浦 (対馬市美津島町鴨居瀬字鯨浦670-2)	護岸	○	30 m	—	30 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
36	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 東深浦 (対馬市美津島町鴨居瀬字深浦659～572)	護岸	○	40 m	—	40 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
37	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 鴨居瀬① (対馬市美津島町鴨居瀬字海落593)	護岸	○	43 m	—	43 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
38	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 鴨居瀬② (対馬市美津島町鴨居瀬字海落588-1)	護岸	○	32 m	—	32 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
39	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 幸崎 (対馬市美津島町鴨居瀬字コウ崎615～628-2)	護岸	○	112 m	—	112 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
40	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 スカノ浜 (対馬市美津島町鴨居瀬字スカノ濱647～649)	護岸	○	127 m	—	127 m	～+2.24	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
41	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 海落② (対馬市美津島町鴨居瀬字海落597-1～593)	護岸	○	46 m	—	46 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
42	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鴨居瀬地区 ホッソ浦 (対馬市美津島町鴨居瀬字ホッソクラ605)	護岸	○	62 m	—	62 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
43	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 加瀬浦 (対馬市美津島町小船越25)	護岸	○	55 m	—	55 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
44	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 加瀬浦② (対馬市美津島町小船越9～11-2)	護岸	○	186 m	—	186 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
45	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 加瀬浦③ (対馬市美津島町小船越12)	護岸	○	49 m	—	49 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
46	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 千切① (対馬市美津島町小船越字千切327-8～327-4外4)	護岸	○	49 m	—	49 m	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
47	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 千切② (対馬市美津島町小船越字千切327-13～330)	自然護岸		—	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
48	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 イトリ小島 (対馬市美津島町小船越34)	護岸	○	75 m	—	75 m	～+2.24	美津島町の 一部	耕作放棄地	
49	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 小船越地区 大志度路西ビラ (対馬市美津島町小船越133-6に隣接する道路～80-1)	護岸	○	67 m	—	67 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
50	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 犬吠地区 中の浦① (対馬市美津島町犬吠280～287)	護岸	○	166 m	—	166 m	～+2.24	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
51	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 犬吠地区 中の浦② (対馬市美津島町犬吠301～303-口)	自然護岸		—	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
52	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 犬吠地区 中の浦③ (対馬市美津島町犬吠288)	護岸	○	44 m	—	44 m	～+2.24	美津島町の 一部	耕作放棄地	
53	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 犬吠地区 中の浦④ (対馬市美津島町犬吠297)	護岸	○	108 m	—	108 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
54	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 犬吠地区 入道ヶ浦① (対馬市美津島町犬吠241～254)	堤防	○	60 m	—	60 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
55	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 犬吠地区 入道ヶ浦② (対馬市美津島町犬吠264-3～273)	護岸	○	121 m	—	121 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
56	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 緒方地区 モド (対馬市美津島町緒方8～25)	護岸	○	345 m	—	345 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
57	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 久須保地区 水の浦 (対馬市美津島町久須保39)	護岸	○	50 m	—	50 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
58	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 緒方地区 ウゼ (対馬市美津島町緒方321)	堤防	○	25 m	—	25 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
59	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 緒方地区 源八 (対馬市美津島町緒方39～46-13)	護岸	○	139 m	—	139 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
60	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 緒方地区 モド越① (対馬市美津島町緒方75)	堤防	○	65 m	—	65 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
61	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 緒方地区 モド越② (対馬市美津島町緒方54～61)	自然護岸		—	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
62	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 久須保地区 万間 (対馬市美津島町久須保804-1～813-1)	堤防	○	32 m	—	32 m	～+3.82	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保す る。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評 価を実施し、必要に応じてブロッ クの補充等による適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
63	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 ムツロ (対馬市美津島町大船越109～120)	堤防	○	123 m	—	123 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
64	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 ムツロ① (対馬市美津島町大船越94-6～95-2)	堤防	○	32 m	—	32 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
65	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 ムツロ② (対馬市美津島町大船越86-1～94-3)	堤防	○	31 m	—	31 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
66	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 コノセ (対馬市美津島町大船越60～63)	堤防	○	42 m	—	42 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
67	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 コノセ① (対馬市美津島町大船越6～63)	堤防	○	56 m	—	56 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
68	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 コノセ② (対馬市美津島町大船越18～56)	堤防	○	46 m	—	46 m	～+3.82	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保す る。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評 価を実施し、必要に応じてブロッ クの補充等による適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
69	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 大船越地区 炭焼 (対馬市美津島町大船越18～20)	堤防	○	52 m	—	52 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
70	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 竹敷地区 白連江 (対馬市美津島町竹敷636-3)	堤防	○	76 m	—	76 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	
71	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 洲藻地区 血浦 (対馬市美津島町洲藻973～939)	堤防	○	46 m	—	46 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				護岸	○	133 m	—	133 m		—	—	
72	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鶏知地区 久須ヶ浜 (対馬市美津島町鶏知872-2～683)	堤防	○	239 m		239 m	～+6.15	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				護岸	○	111 m	—	111 m		—	—	
				突堤	○	1基	—	1基		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
73	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鶏知地区 太田浦 (対馬市美津島町鶏知32～262-1)	護岸	○	821 m	—	821 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
74	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鶏知地区 長板 (対馬市美津島町鶏知410-411～461-6)	堤防	○	39 m	—	39 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
75	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鶏知地区 ナイラ① (対馬市美津島町鶏知26-4～27)	護岸	○	28 m	—	28 m	～+6.15	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
76	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鶏知地区 ナイラ② (対馬市美津島町鶏知10-11～24)	護岸	○	35 m	—	35 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
77	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 鶏知地区 鍵谷原 (対馬市美津島町鶏知479)	堤防	○	67 m	—	67 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基	—	—		
78	海岸保全区域の廃止による欠番											
79	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 尾崎地区 採ノ口 (対馬市美津島町尾崎667)	護岸	○	56 m	—	56 m	～+2.68	美津島町の 一部	耕作放棄地	
80	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 尾崎地区 木ノ木庭 (対馬市美津島町尾崎599～624)	護岸	○	213 m	—	213 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
81	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸 加志地区 名越平原 (対馬市美津島町加志735～746-1)	堤防	○	652 m	—	652 m		美津島町の 一部	耕作地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所	—	—		
82	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸加志地区 松浦 (対馬市美津島町加志36-2～40-1)	自然護岸		—	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
83	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 長浜 (対馬市美津島町吹崎333-1～362)	護岸	○	749 m	—	749 m	～+2.68	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
84	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 釣ヤリ (対馬市美津島町吹崎271-1～287)	護岸	○	170 m	—	170 m	～+2.68	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保す る。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評 価を実施し、必要に応じてブロ ックの補充等による適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (樋門)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
85	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 シワイド (対馬市美津島町吹崎296～289-1)	護岸	○	55 m	—	55 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
86	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 シマブリ (対馬市美津島町吹崎304-1～309)	護岸	○	163 m	—	163 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
87	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 犬ヶ首 (対馬市美津島町吹崎321～326)	護岸	○	77 m	—	77 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
88	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 大筒① (対馬市美津島町吹崎382-1～400-1)	護岸	○	108 m	—	108 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
89	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸吹崎地区 大筒② (対馬市美津島町吹崎454～472-2)	護岸	○	138 m	—	138 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
90	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸箕形地区 大笛 (対馬市美津島町箕形326-1～362)	護岸	○	289 m	—	289 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
91	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸箕形地区 タガエ (対馬市美津島町箕形286～288)	護岸	○	96 m	—	96 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
92	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸箕形地区 槻ヶ河内 (対馬市美津島町箕形38)	護岸	○	62 m	—	62 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
93	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸箕形地区 クヤン畠 (対馬市美津島町箕形21-1～25)	護岸	○	145 m	—	145 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
94	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸箕形地区 赤隈 (対馬市美津島町箕形7-3～8)	護岸	○	179 m	—	179 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		4ヶ所	—	4ヶ所		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
95	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸洲藻地区 粽木庭 (対馬市美津島町洲藻12)	護岸	○	72 m	—	72 m	～+2.68	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
96	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸洲藻地区 イカノ原 (対馬市美津島町洲藻19)	護岸	○	79 m	—	79 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
97	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 坂ナシ (対馬市美津島町黒瀬371～492)	護岸	○	170 m	—	170 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
98	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 蔵内 (対馬市美津島町黒瀬493)	堤防	○	141 m	—	141 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
99	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 剃越 (対馬市美津島町黒瀬117)	自然護岸		—	—	—	—	美津島町の 一部	耕作放棄地	
100	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 テイノ浦 (対馬市美津島町黒瀬90-93～98-100)	護岸		182 m	—	182 m	～+2.68	美津島町の 一部	耕作放棄地	
101	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 滝ノ浦 (対馬市美津島町黒瀬42-5～75)	護岸		73 m	—	73 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
102	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 ホリエ (対馬市美津島町黒瀬6-2～20)	護岸	○	89 m	—	89 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
103	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 面天奈 (対馬市美津島町黒瀬1-22～1-24)	堤防	○	159 m	—	159 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
104	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸黒瀬地区 岩屋 (対馬市美津島町黒瀬145)	護岸	○	173 m	—	173 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
105	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸屋ヶ浦地区 大平 (対馬市美津島町屋ヶ浦157-1～159-3)	護岸	○	106 m	—	106 m	～+3.82	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
106	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸屋ヶ浦地区 飯盛 (対馬市美津島町屋ヶ浦162～177)	護岸	○	386 m	—	386 m		美津島町の 一部	耕作地	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	
107	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸竹敷地区 深浦 (対馬市美津島町竹敷4-11～4-135)	護岸	○	670 m	—	670 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
108	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸竹敷地区 由理越 (対馬市美津島町竹敷4-163～4-170)	護岸	○	370 m	—	370 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
109	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 狭瀬戸 (対馬市美津島町島山197)	堤防	○	58 m	—	58 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
110	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 御所ノ浦 (対馬市美津島町島山181～185-1)	堤防	○	61 m	—	61 m		美津島町の 一部	耕作地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
111	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 平野① (対馬市美津島町島山157-1～156-1)	堤防	○	34 m	—	34 m		美津島町の 一部	耕作地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
112	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 平野② (対馬市美津島町島山132～184)	堤防	○	5 m	—	5 m		美津島町の 一部	耕作地 民家 農道	
				護岸	○	41 m	—	41 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
113	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 江の内 (対馬市美津島町島山224～240)	堤防	○	87 m	—	87 m	～+3.82	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保す る。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評 価を実施し、必要に応じてブロッ クの補充等による適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
114	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 塔の浦 (対馬市美津島町島山247)	堤防	○	25 m	—	25 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	
115	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 島山 (対馬市美津島町島山252～257-1)	堤防	○	84 m	—	84 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
116	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 赤崎 (対馬市美津島町島山267～269)	護岸	○	59 m	—	59 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	
117	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 屋敷畑 (対馬市美津島町島山295～303)	護岸	○	41 m	—	41 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
118	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 曲網代 (対馬市美津島町島山304～323)	堤防	○	55 m	—	55 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
119	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 環わだ (対馬市美津島町島山350～368)	護岸	○	61 m	—	61 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
120	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 大クスギ (対馬市美津島町島山379～383)	護岸	○	110 m	—	110 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
121	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 網打 (対馬市美津島町島山239)	護岸	○	70 m	—	70 m	～+3.82	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
122	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 弘法浦 (対馬市美津島町島山418～419-イ)	堤防	○	114 m	—	114 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	
123	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 オシガ浦 (対馬市美津島町島山111～92)	堤防	○	61 m	—	61 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	
124	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 大クヌギ② (対馬市美津島町島山387～393-24)	堤防	○	31 m	—	31 m	～+3.32	美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	
125	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸島山地区 飯 (対馬市美津島町島山200～3～198)	護岸	○	66 m	—	66 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
126	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 真ノ浦 (対馬市美津島町大山100)	堤防	○	194 m	—	194 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
127	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 海落① (対馬市美津島町大山440～458)	堤防	○	192 m	—	192 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
128	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 和田の浦① (対馬市美津島町大山391～406)	堤防	○	92 m	—	92 m	～+3.32	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保す る。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評 価を実施し、必要に応じてブロッ クの補充等による適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		4ヶ所	—	4ヶ所		—	—	
129	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 和田の浦② (対馬市美津島町大山366～388)	堤防	○	138 m	—	138 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
130	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 和田の浦③ (対馬市美津島町大山301～352)	堤防	○	710 m	—	710 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		6ヶ所	—	6ヶ所		—	—	
131	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 仁田崎 (対馬市美津島町大山256～280)	護岸	○	168 m	—	168 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
132	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 家深浦 (対馬市美津島町大山855-ニ～855-2)	護岸	○	77 m	—	77 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	
133	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 マフ (対馬市美津島町大山91～99-1)	護岸	○	221 m	—	221 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
134	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 下隅 (対馬市美津島町大山756～782)	堤防	○	88 m	—	88 m	～+3.32	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
135	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 下隅② (対馬市美津島町大山94～796)	護岸	○	86 m	—	86 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
136	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸大山地区 大千切 (対馬市美津島町大山字千切ノ内2～12-1)	護岸	○	120 m	—	120 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
137	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 網掛① (対馬市美津島町濃部字網掛27～30)	堤防	○	103 m	—	103 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				護岸	○	54 m	—	54 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
138	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 網掛② (対馬市美津島町濃部字網掛32-1)	堤防	○	50 m	—	50 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
139	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 橘① (対馬市美津島町濃部字網掛43～55)	堤防	○	117 m	—	117 m	～+3.32	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○	52 m	—	52 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
140	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 濃部浦① (対馬市美津島町濃部字濃部浦ノ内67)	護岸	○	83 m	—	83 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
141	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 濃部浦② (対馬市美津島町濃部字濃部浦ノ内86)	護岸	○	74 m	—	74 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
142	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 濃部浦③ (対馬市美津島町濃部字濃部浦ノ内104～105)	護岸	○	71 m	—	71 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
143	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 石原 (対馬市美津島町濃部字石原225)	護岸	○	43 m	—	43 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
144	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 濃部 (対馬市美津島町濃部字サカナシ253)	護岸	○	67 m	—	67 m	～+3.32	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
145	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 柳ヶ浦 (対馬市美津島町濃部字柳ヶ浦315)	護岸	○	79 m	—	79 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
146	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 大シン浦 (対馬市美津島町濃部字林408～ヲラシ ンナ451)	護岸	○	137 m	—	137 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		6ヶ所	—	6ヶ所		—	—	
147	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 呼崎 (対馬市美津島町濃部字ヨブ崎495)	堤防	○	20 m	—	20 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				護岸	○	73 m	—	73 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
148	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 ニヶ浦 (対馬市美津島町濃部字乙ヶ浦522～ 524)	護岸	○	64 m	—	64 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
149	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 小島亀浦① (対馬市美津島町濃部字小島亀浦544～ 553)	堤防	○	51 m	—	51 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
150	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 小島亀浦② (対馬市美津島町濃部字小島亀浦560)	護岸	○	66 m	—	66 m	～+3.32	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
151	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 シラカタ (対馬市美津島町濃部字シラカタ583～611)	護岸	○	658 m	—	658 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		7ヶ所	—	7ヶ所		—	—	
152	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 源太浦 (対馬市美津島町濃部字源太浦583～611)	護岸	○	132 m	—	132 m		美津島町の 一部	耕作地 民家	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	
153	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 千切③ (対馬市美津島町大山字千切10)	護岸	○	99 m	—	99 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
154	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 京ヶ島 (対馬市美津島町濃部字京ヶ島8～9)	護岸	○	176 m	—	176 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
155	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 網掛③ (対馬市美津島町濃部字網掛30～3～30～1)	護岸	○	50 m	—	50 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
156	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 長崎② (対馬市美津島町濃部字長崎623～626)	護岸	○	80 m	—	80 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
157	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 橘② (対馬市美津島町濃部字橘58～61)	護岸	○	123 m	—	123 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
158	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 ヒコモリ (対馬市美津島町濃部字ヒコモリ487-1～480-1)	護岸	○	65 m	—	65 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
159	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 林 (対馬市美津島町濃部字林406～399-1)	護岸	○	95 m	—	95 m	～+3.32	美津島町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保す る。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評 価を実施し、必要に応じてブロッ クの補充等による適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
160	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 林第一 (対馬市美津島町濃部字林393-2～398)	護岸	○	52 m	—	52 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	
161	対馬市	長崎県 (農村振興局)	美津島海岸濃部地区 林第二 (対馬市美津島町濃部字林392-2)	堤防	○	49 m	—	49 m		美津島町の 一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	
162	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸和板地区 和板浜 (対馬市豊玉町和板字和板ノ浜15～706)	護岸	○	260 m	—	260 m		豊玉町の一 部	耕作放棄地	
163	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸仁位地区 志賀原 (対馬市豊玉町仁位字志賀原706～宇志 賀原545-2)	護岸	○	288 m	—	288 m		豊玉町の一 部	民家	
				水門 (樋門)		2基	—	2基		—	—	
164	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸糸瀬地区 山木③ (対馬市豊玉町大字字糸瀬字山木番外 ～大字和枝志賀原542～)	護岸	○	268 m	—	268 m		豊玉町の一 部	耕作放棄地	
165	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸糸瀬地区 山木① (対馬市豊玉町糸瀬字山木221)	堤防	○	50 m	—	50 m		豊玉町の一 部	耕作放棄地	
166	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸糸瀬地区 山木② (対馬市豊玉町糸瀬字山木220)	護岸	○	47 m	—	47 m		豊玉町の一 部	耕作放棄地	
167	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸糸瀬地区 若松 (対馬市豊玉町糸瀬字若松213～199)	堤防	○	72 m	—	72 m		豊玉町の一 部	耕作放棄地	
168	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸糸瀬地区 ナヤノハマ (対馬市豊玉町糸瀬字向在所152～字ナ ヤノハマ196)	護岸	○	936 m	—	936 m		豊玉町の一 部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
169	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝鮎地区 クジラセ (対馬市豊玉町貝鮎字コチトマリ451～コ ラクジラセ478)	護岸	○	1,368 m	—	1,368 m		豊玉町の一 部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
170	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝鮎地区 貝鮎 (対馬市豊玉町貝鮎字貝鮎イ263-2)	護岸	○	49 m	—	49 m	～+3.49	豊玉町の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
171	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝鮎地区 スクエ (対馬市豊玉町貝鮎字スクエ212)	護岸	○	51 m	—	51 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
172	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝鮎地区 浦の原 (対馬市豊玉町貝鮎字浦ノ原400～432)	水門 (樋門)		1基	—	1基		豊玉町の一部	耕作放棄地	
173	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 長崎 (対馬市豊玉町嵯峨字長崎176～167-1)	護岸	○	236 m	—	236 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
174	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 高瀬 (対馬市豊玉町大字嵯峨字高瀬90-2～84)	護岸	○	236 m	—	236 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
175	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 浜椿 (対馬市豊玉町嵯峨字浜椿82～物咄75-□)	護岸	○	115 m	—	115 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
176	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 カシゴウ② (対馬市豊玉町嵯峨字カシコウ73～46)	護岸	○	92 m	—	92 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
177	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 タツノ (対馬市豊玉町嵯峨字タツノ24～19)	護岸	○	221 m	—	221 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
178	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 ミヨウゴウ② (対馬市豊玉町嵯峨字ミヨウゴウ168～187)	護岸	○	167 m	—	167 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
179	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 カナカケ② (対馬市豊玉町大字嵯峨字カナカケ499～大字貝鮎字大石浦185)	護岸	○	521 m	—	521 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
180	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 テイノ浦 (対馬市豊玉町大字嵯峨字二の崎224～231)	護岸	○	123 m	—	123 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
181	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 マナゴ (対馬市豊玉町嵯峨字マナゴ17～16)	堤防	○	64 m	—	64 m	～+3.49	豊玉町の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
182	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 カシゴウ (対馬市豊玉町嵯峨字カシゴウ48-1～66)	護岸	○	42 m	—	42 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
183	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 トウニヤ (対馬市豊玉町嵯峨字トウニヤ39)	護岸	○	307 m	—	307 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
184	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 白セ浦① (対馬市豊玉町嵯峨字白瀬浦93)	護岸	○	40 m	—	40 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
185	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 白セ浦② (対馬市豊玉町嵯峨字白瀬浦101-1)	護岸	○	40 m	—	40 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
186	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 仏の浦 (対馬市豊玉町嵯峨字仏ノ浦125)	堤防	○	59 m	—	59 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				護岸	○	222 m	—	222 m		—	—	
187	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 鯨瀬 (対馬市豊玉町嵯峨字鯨瀬197-2)	護岸	○	70 m	—	70 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
188	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 ミヨウゴウ① (対馬市豊玉町嵯峨字ミヨウゴウ101-2)	護岸	○	51 m	—	51 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
189	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 フル月 (対馬市豊玉町嵯峨字フル月519～520)	堤防	○	62 m	—	62 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
190	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 カナカケ① (対馬市豊玉町嵯峨字カナカケ473-1)	堤防	○	60 m	—	60 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
191	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 有松浦 (対馬市豊玉町大字嵯峨字有松浦144～179)	護岸	○	325 m	—	325 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
192	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 大石 (対馬市豊玉町大字嵯峨字大石イー184～ホ197)	護岸	○	172 m	—	172 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
193	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸嵯峨地区 ヒラシロ (対馬市豊玉町大字佐志賀字ヒラシオ 440～399)	堤防	○	36 m	—	36 m	～+3.49	豊玉町の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○	62 m	—	62 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
194	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝鮎地区 フカリ (対馬市豊玉町大字嵯峨字カナカケ473-1)	堤防	○	124 m	—	124 m	～+2.30	豊玉町の一部	耕作地 民家	
				護岸	○	70 m	—	70 m		—	—	
				水門 (樋門)		2基	—	2基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
195	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸唐洲地区 アヨウ (対馬市豊玉町大字唐洲アヨウ278～宇山形へ～300)	護岸	○	115 m	—	115 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
196	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸廻地区 エクシ (対馬市豊玉町大字廻字578～581)	護岸	○	60 m	—	60 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
197	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸廻地区 ケコシ (対馬市豊玉町大字廻字ケコシ4075-1～409)	護岸	○	56 m	—	56 m	～+2.04	豊玉町の一部	耕作放棄地	
198	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸廻地区 アルモ (対馬市豊玉町大字廻アルモ578～581)	護岸	○	170 m	—	170 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
199	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸廻地区 池田 (対馬市豊玉町廻字池田412～568)	堤防	○	162 m	—	162 m		豊玉町の一部	耕作地	
				護岸	○	261 m	—	261 m		—	—	
				消波堤	○	310 m	—	310 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
200	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸唐洲地区 カイスミ (対馬市豊玉町大字唐洲字カイスミ734～ 字カチ682)	護岸	○	227 m	—	227 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
201	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝口地区 テナシ浦 (対馬市豊玉町大字貝口字テナシ浦1- 126～127)	堤防	○	44 m	—	44 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				護岸	○	16 m	—	16 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
202	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝口地区 タクモデ① (対馬市豊玉町貝口字タクモデ324～ 332-第2)	護岸	○	50 m	—	50 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
203	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝口地区 寺浦 (対馬市豊玉町貝口字寺浦153-151)	堤防	○	62 m	—	62 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				護岸	○	73 m	—	73 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
204	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝口地区 大タダ (対馬市豊玉町大字貝口字大タダロ-265 ～293-12)	護岸	○	85 m	—	85 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
205	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸貝口地区 タクモデ② (対馬市豊玉町大字貝口字タクモデ319)	護岸	○	36 m	—	36 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
206	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐保地区 イキシ (対馬市豊玉町大字佐保字イキシ751～ 大字貝口字比須浦194)	護岸	○	391 m	—	391 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
207	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐保地区 フロノ (対馬市豊玉町佐保字フノクチ790-1)	護岸	○	38 m	—	38 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
208	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐保地区 瀬入道 (対馬市豊玉町大字佐保字瀬入道786～ 788)	護岸	○	50 m	—	50 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
209	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐保地区 トウノ浦① (対馬市豊玉町佐保字トウノ浦651～638-3)	堤防	○	59 m	—	59 m	～+2.04	豊玉町の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○	53 m	—	53 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
210	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐保地区 タントウ (対馬市豊玉佐保字タントウ612)	護岸	○	64 m	—	64 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
211	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐保地区 トウノ浦 (対馬市豊玉町大字佐保字トウノ浦651～651-3)	護岸	○	383 m	—	383 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
212	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸ビワ坂地区 ビワ坂 (対馬市豊玉町佐保字ビワ坂63～スエ791)	堤防	○	44 m	—	44 m	～+3.49	豊玉町の一部	耕作放棄地	
				護岸	○	88 m	—	88 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
213	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 ハトオキ (対馬市豊玉町卯麦ハトオキ1～柿ノ木20)	堤防	○	50 m	—	50 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				護岸	○	418 m	—	418 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
214	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 糖浜 (対馬市豊玉町卯麦字若木634-2～629-8)	堤防	○	161 m	—	161 m		豊玉町の一部	耕作地	
				護岸	○	295 m	—	295 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
215	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 オロノ浦 (対馬市豊玉町大字卯麦字ヲロノ浦110)	堤防	○	49 m	—	49 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
216	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 ソウサキ (対馬市豊玉町大字卯麦字ソウサキ83-1)	堤防	○	61 m	—	61 m	～+3.49	豊玉町の一部	耕作放棄地	ついて、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
217	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 中山 (対馬市豊玉町大字卯麦字中山31～32)	堤防	○	53 m	—	53 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
218	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 柿ノ木 (対馬市豊玉町大字卯麦字柿ノ木11～13)	540へ取込			—					
219	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 カマクリ (対馬市豊玉町卯麦字カマクリ585～オキナ番外)	堤防	○	39 m	—	39 m		豊玉町の一部	耕作地 民家	
				護岸	○	279 m	—	279 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
220	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸卯麦地区 トウセン (対馬市豊玉町卯麦字トウセン78)	護岸	○	64 m	—	64 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
221	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 ソノノカマ (対馬市豊玉町大字佐志賀字ソノノカマ207～206)	護岸	○	303 m	—	303 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
222	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 アシジ① (対馬市豊玉町大字佐志賀字アシジ129～169)	堤防	○	106 m	—	106 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				護岸	○	37 m	—	37 m		—	—	
				水門 (樋門)		2基	—	2基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
223	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 横瀬浦 (対馬市豊玉町大字佐志賀字横瀬浦235 ～254)	堤防	○	62 m	—	62 m	～+3.49	豊玉町の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○	40 m	—	40 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
224	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 ササバ (対馬市豊玉町大字佐志賀字ササバ312 ～348)	堤防	○	122 m	—	122 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
225	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 フタマタ (対馬市豊玉町佐志賀字フタマタ374)	堤防	○	57 m	—	57 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
226	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 ヒラシオ (対馬市豊玉町大字佐志賀字ヒラシオ 399)	538へ取込			—					
227	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 スス (対馬市豊玉町大字佐志賀字スス443)	堤防	○	71 m	—	71 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
228	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 シナイリ (対馬市豊玉町大字佐志賀字シナイリ 262—1)	堤防	○	51 m	—	51 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
229	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 横瀬浦② (対馬市豊玉町大字佐志賀字横せ浦 ハ—257～イ—257)	護岸	○	102 m	—	102 m	～+3.49	豊玉町の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
230	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 アシジ (対馬市豊玉町大字佐志賀字アシジ203- 2～191)	護岸	○	169 m	—	169 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
231	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 在所 (対馬市豊玉町大字佐志賀字在所10～ 在所4)	護岸	○	147 m	—	147 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
232	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 ホシヤリ (対馬市豊玉町大字佐志賀字ホシヤリ 539)	護岸	○	70 m	—	70 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
233	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 大ダム (対馬市豊玉町大字佐志賀大字大ダム 225)	護岸	○	45 m	—	45 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
234	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸佐志賀地区 コサシカ (対馬市豊玉町大字佐志賀字コサシカイ —106～118-1)	護岸	○	271 m	—	271 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
235	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸仁位地区 ヤニヤリ (対馬市豊玉町大字仁位字ヤニヤリイ- 4-4)	堤防	○	62 m	—	62 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		2ヶ所	—	2ヶ所		—	—	
236	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸仁位地区 和宮 (対馬市豊玉町大字仁位字和宮51-1)	護岸	○	39 m	—	39 m	～+2.04	豊玉町の一部	耕作放棄地	
237	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸志多浦地区 妙田 (対馬市豊玉町大字志多浦字妙田42～ 64)	護岸	○	98 m	—	98 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
238	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸志多浦地区 トウノ浦② (対馬市豊玉町志多浦字トウノ浦82～72)	護岸	○	105 m	—	105 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
239	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸小網地区 梅木② (対馬市豊玉町大字小網字梅木416-9)	護岸	○	149 m	—	149 m	～+4.30	豊玉町の一部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
240	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸小網地区 梅木① (対馬市豊玉町小網字梅木372～379-1)	堤防	○	55 m	—	55 m	～+4.30	豊玉町の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○	104 m	—	104 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
241	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸小網地区 弓ヶ浦 (対馬市豊玉町小網字弓ヶ浦471～水ヶ浦421)	堤防	○	108 m	—	108 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
				護岸	○	347 m	—	347 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		3ヶ所	—	3ヶ所		—	—	
242	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸銘地区 コチクラ (対馬市豊玉町大字銘字コチクライ-7～カチヤリ80)	護岸	○	476 m	—	476 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
243	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸田地区 根緒先 (対馬市豊玉町大字田字二又64～根尾崎4)	護岸	○	276 m	—	276 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
244	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸田地区 丸島 (対馬市豊玉町大字田字田島107～シリカケ60)	護岸	○	115 m	—	115 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
245	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸田地区 魚入 (対馬市豊玉町田字魚入り110～オモト134)	護岸	○	543 m	—	543 m		豊玉町の一部	耕作放棄地	
246	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸田地区 田浦 (対馬市豊玉町田字フナグラ1098-1～1099-3)	堤防	○	83 m	—	83 m		豊玉町の一部	耕作地 民家	
				護岸	○	34 m	—	34 m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
247	対馬市	長崎県 (農村振興局)	豊玉海岸田地区 オシタ (対馬市豊玉町大字田字ヲシタ1114～ア カサキ1164)	護岸	○	229 m	—	229 m	～+4.30	豊玉町の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
248	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸吉田地区 橋辺 (対馬市峰町大字吉田字橋辺1124～3～ 1120-1)	護岸	○	335 m	—	335 m		峰町の一部	耕作放棄地	
				突堤	○	1基 62m	—	1基 62m		—	—	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
249	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸吉田地区 カシソプロ (対馬市峰町大字吉田字カシソプロ33～1 ～41-イ)	堤防	○	210 m	—	210 m		峰町の一部	耕作放棄地	
				水門 (樋門)		1基	—	1基		—	—	
				水門 (陸閘)		1ヶ所	—	1ヶ所		—	—	
250	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸佐賀地区 白帽子 (対馬市峰町大字賀佐白帽子4-1)	護岸	○	51 m	—	51 m	～+5.74	峰町の一部	耕作放棄地	
251	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸木坂地区 草場 (対馬市峰町大字木坂字草場548～551)	堤防	○	40 m	—	40 m		峰町の一部	耕作放棄地	
252	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸木坂地区 和原 (対馬市峰町大字木坂字和原564～567)	護岸	○	75 m	—	75 m		峰町の一部	耕作放棄地	
253	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸木坂地区 保利 (対馬市峰町大字木坂字保利568～570)	堤防	○	110 m	—	110 m		峰町の一部	耕作放棄地	
254	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸青海地区 ウシツキ (対馬市峰町大字青海ウシツキ492～ 497)	護岸	○	100 m	—	100 m		峰町の一部	耕作放棄地	
255	対馬市	長崎県 (農村振興局)	峰海岸津柳地区 チンダ (対馬市峰町大字津柳字チンダ334～ 597)	護岸	○	40 m	—	40 m		峰町の一部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

表—3.6

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
256	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上県海岸西津屋地区 立石 (対馬市上県町西津屋字立石2～149)	堤防	○	233 m	—	233 m	～+2.42	上対馬町の 一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、 定期的に点検・評価を実施し、変状の発 生位置や劣化の進行段階に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修繕に努 め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、定 期的に点検・評価を実施し、必要に応じ てブロックの補充等による適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	○	233 m	—	233 m		—	—	
257	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸大浦地区 白浜 (対馬市上対馬町大浦字白浜段1051～ 1053)	護岸	○	48 m	—	48 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	
258	対馬市	長崎県 (農村振興局)	上対馬海岸大浦地区 白浜段 (対馬市上対馬町大浦字白浜段1051～ 1053)	護岸	○	34 m	—	34 m		上対馬町の 一部	耕作放棄地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

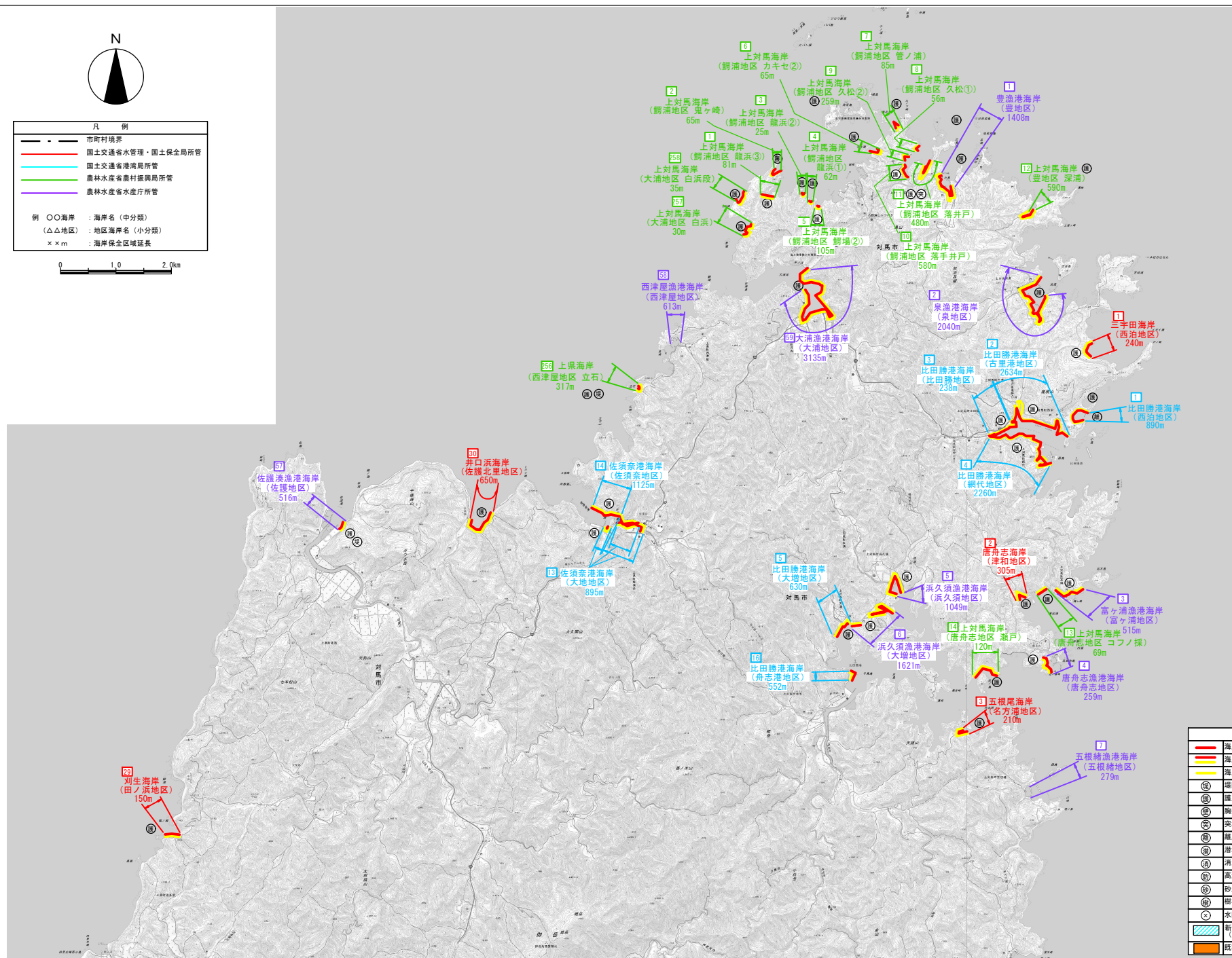
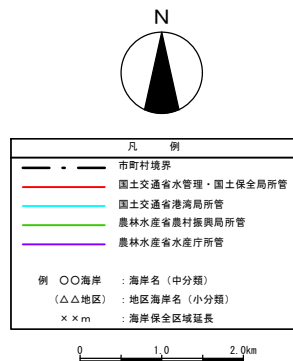


図3.6 海岸保全区域の指定状況 対馬沿岸(1)

「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 8JHf 78」
 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」